輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。 一～六　［略］ 七　自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 八～十五　［略］	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。 一～六　［新設］ 七～十四　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十一日

一　名　称　総務大臣　山本　早苗

二　国外派遣期間　派遣海賊対処行動航空隊　平成二十九年七月二十四日から平成二十九年十一月十九日まで

三　派遣人数（概数）　六十人程度

四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○総務省告示第二百十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十一日

一　名　称　総務大臣　山本　早苗

二　国外派遣期間　派遣海賊対処行動支援隊　平成二十九年七月二十四日から平成二十九年十一月十九日まで

三　派遣人数（概数）　百十人程度

四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○法務省告示第三百五十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年七月二十一日　法務大臣　金田　勝年

住所　東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目18番２号　李文昇　昭和24年１月15日生

住所　東京都世田谷区宇奈根２丁目11番26号　マイケル・ジョン・ブロードハースト　昭和61年10月30日生

住所　北海道函館市北美原３丁目25番11号　リアボフ・ヴラジミール・ボリソヴィッチ　昭和39年３月５日生

住所　神奈川県横須賀市安浦町１丁目12番地　リアポバ・イリナ・アレクサンドロヴナ　昭和40年４月15日生

住所　東京都港区東麻布２丁目29番11号　ヤセー・ムビーン　昭和57年８月18日生

住所　長野県千曲市大字中86番地２　ワイ・リン・タム　昭和34年１月19日生

住所　大阪市生野区桃谷１丁目１番18号　陳蕾　平成２年２月14日生

住所　大阪市浪速区大国２丁目６番20号　陳天林　昭和58年６月19日生

王冨珠　昭和62年１月５日生

陳羽琪　平成25年12月３日生

住所　愛知県尾張旭市東大道町曽我廻間2333番地４　王蕾　昭和45年１月18日生

住所　大分市西春日町５番１号　韓理恵　昭和60年８月15日生

住所　大阪府四條畷市岡山東３丁目５番26号　洪誠一　昭和61年１月30日生

住所　愛知県西尾市一色町味浜下川田113番地６　テレサ・トゥルバ・サカモト　昭和36年２月13日生

住所　神奈川県鎌倉市岡本1189番地４　文奈美　昭和50年９月24日生

住所　川崎市中原区下小田中３丁目20番19―407号　王理華　昭和62年２月28日生

住所　神奈川県横須賀市三春町１丁目３番地29　金茂勝　昭和41年12月17日生

金柱和　平成８年11月８日生

金柱憲　平成13年２月７日生

金柱明　平成18年２月22日生

住所　神奈川県横須賀市安浦町１丁目12番地　金重義　昭和46年11月１日生

住所　神奈川県大和市桜森３丁目16番19―804号　才洙　昭和56年２月18日生

金美幸　昭和55年６月６日生

住所　東京都目黒区目黒１丁目８番８号　咸奈美　平成６年５月12日生

住所　東京都江戸川区南葛西１丁目６番18号　田英雄　昭和43年１月20日生

住所　東京都葛飾区東水元１丁目６番12号　朴弘美　昭和48年３月17日生

住所　石川県金沢市増泉２丁目８番26号　章公二　昭和54年10月17日生

住所　広島県安芸郡府中町大通２丁目11番４号　丁光輝　平成元年２月18日生

住所　京都市山科区西野今屋敷町１番地11　權直和　昭和40年５月16日生

權早也佳　平成11年２月12日生

權久暢　平成15年６月７日生

住所　京都市下京区油小路通下魚棚下る油小路町282番地　李絵美　昭和55年12月17日生